

うんてん
運天港における国による港湾施設の一部管理の期間延長等について
～国・県が連携した軽石対策を実施～

運天港においては、令和3年12月10日より、運天港の港湾管理者（沖縄県）の要請を受け、国が運天港の港湾施設の一部を管理して「軽石の除去に関する全体調整」、「航路利用の可否の判断」等を実施してまいりました。しかし、港内に未だ大量の軽石が漂着しているため、今般、改めて沖縄県の要請を受け、国が管理する期間を2月9日まで延長するとともに、管理の内容に「軽石の除去」を追加して、国として災害復旧事業による除去を進めるなど、国・県が連携した軽石対策を加速してまいります。

1. 国が管理する期間 令和3年12月10日～令和4年2月9日
※ 令和4年1月9日までの期間を1ヶ月延長
2. 港湾の名称 運天港
3. 港湾管理者の名称 沖縄県
4. 管理の内容 別紙のとおり
5. 軽石対策の内容 軽石除去等に係る全体調整（国）
軽石の拡散防止対策としての汚濁防止膜の展張（国・県）
砂利採取運搬船を使用した海上からの軽石除去（国）
バックホーを使用した陸上からの軽石除去（県） 等



[軽石が漂流する運天港の状況（1月5日）]



[砂利採取運搬船による軽石の除去状況]

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 浅見（46712）
電話：03-5253-8111（代）、03-5253-8688（直通） FAX：03-5253-1654

運天港において国が管理する港湾施設と管理の内容

施設名称	管理の内容
①避難航路	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 航路における軽石その他の物件の除去、 航路の点検・利用可否判断
②避難泊地	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 泊地における軽石その他の物件の除去、 泊地の点検・利用可否判断
③運天港航路(運天地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
④運天港泊地(運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑤泊地(運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑥岸壁泊地(上運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑦航路(湧川地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑧航路(呉我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑨航路(屋我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑩泊地(屋我地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整



※航路・泊地の概ねの位置を示しているイメージです。

国が管理する期間 令和3年12月10日～**令和4年2月9日**

※赤字：国による港湾施設の一部管理の内容及び期間の変更箇所